

目次

C -CV-3rd-★上告状	2
----------------	---

上告理由書兼上告受理申立理由書

令和2年10月12日

最高裁判所 御中

上告人（原告）

住所（送達場所） 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業
氏名 今井豊（昭和36年3月9日生） 電話 携帯 090-3087-1577 FAX 0278-72-5353

被上告人（被告）

名称 日本郵便株式会社 所在地 〒100-8792 東京都千代田区大手町二丁目3番1号
代表取締役 衣川和秀 東京都中央区勝どき六丁目3番1-3104号

慰謝料請求上告事件 訴訟物の価額 10万円 貼用印紙額 2,000円

上記当事者間の、東京高等裁判所 令和2年(ネ)第591号 慰謝料請求控訴事件について、
令和2年10月8日に言い渡された下記判決は、後述の理由により、全部不服であるから、
上告および上告受理を申し立てます。

第1 原判決の表示

主文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

第2 上告及び上告受理申立の趣旨

原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

第3 上告理由及び上告受理申立理由

1 虚偽表示無効

原判決は、「以上によれば、控訴人の請求は理由がないから棄却すべきであり、これと同旨の原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。」と判示しています。

しかしながらこの判決は、後述の①から③の通り、控訴理由を理由も無く一切無視しており、人格権（自律権、憲法13条）侵害を看過しており、また、判決の理由が極めて片手落ちで、実質的な理由不備（民訴法312条2項六号）であるなど、不合理が甚だしく、程度問題として、不公正な判決であり、私への公然たる非人間扱いなので、人間として認められる権利（憲法13条）や裁判を受ける権利（憲法32条）や適正な手続を受ける権利（憲法13条又は31条）の侵害であり、適用違憲ないし憲法遵守義務（憲法99条）違反であり、憲法の解釈の誤りそ

の他憲法の違反（民訴法 312 条 1 項）の上告理由に当ります。

同時に、被告の信義則（民法第 1 条 2）違反や公序良俗違反（民法 90 条）を看過しており、また、著しい経験則違反による自由心証主義（民訴法 247 条）違反が多数有り、いずれも判決に影響を及ぼすことが明らかな違法なので、法令の解釈に関する重要な事項（民訴法 318 条 1）であり、上告受理申立理由に当ります。

以上により、いずれも憲法や法令の誤解釈なので、上告と上告受理を申し立てます。

★最高裁判所が直視すべき非常事態です（組織的な司法拒絶による公序良俗の偽装）

要するに、筆跡鑑定すら行わずに犯行を否定したことは甚だしい経験則違反であり、それによる信義則違反と人権侵害であり、被告や群馬県警や前橋地検や一審や二審も同様です。

これらは当り前のことを認めないことによる、公序良俗の偽装の典型です。

したがって原審は組織的な司法権濫用による犯罪の隠蔽であり、現行司法制度の想定外の非常事態ですから、最高裁判所が対処しなければ、司法拒絶が確定し、社会正義が保てません。裁判制度の公益性や公平性を確保することも、最高裁判所の重要な職責のはずです。

ですから、規定された上告理由に係らず、必ず審判すべき案件だと考えます。

また本件の焦点は、自分の筆跡の経験則の信憑性であり、社会的影響も大きい案件です。

公序良俗の偽装とは、包囲網の圧倒的な組織力によって、皆が確信犯として、当り前のことを見ることにより、私限りで社会的妥当性（公序良俗）を偽ることです。

包囲網とは、被害届 2018 に記述の通り、「据膳喰わぬは男の恥」との偏見に基いて、ネット上で不当に拡がった、私へ社会的村八分の輪（女のブラックリスト）です。

したがって、第一審の機能と S.O.S. を、最高裁判所に求めます。

2 以上のとおり、原判決には理由が無く、誤った認定なので、取り消されるべきです。

第4 上告理由及び上告受理申立理由の説明

原審の主な不当性は、当り前のことを認めないことによる、司法拒絶ないし事案解明責任の放棄であり、以下の理由から、裁判を受ける権利（憲法 32 条）や適正な手続を受ける権利（憲法 13 条又は 31 条）の侵害であり、公務員職権濫用罪（刑法 193 条）や犯人隠避罪（刑法 103 条）や脅迫罪（刑法 222 条）です。

1 当り前の要素を無視したこと（認定要素の看過＝公序良俗の偽装）

当り前のこととは、①法令、②経験則又は論理則、③蓋然性、など、場合により様々です。

不可欠の要素を無視した点は、経験則違反かつ論理則違反と考えます。

可能性無との判断だとすれば経験則違反ですが、それは不可能なので論理則違反です。

これによって、犯罪事実を否定していますから、必ず手続（告訴）妨害です。

第一に、反社会性であり、著しく不合理な判断なので、公序良俗違反（民法 90 条）です。

第二に、人権侵犯性であり、合理的根拠無く、私の被害者性を無視しているので、著しく信義則（民法第 1 条 2）違反であり、予見可能性に基く結果回避義務違反（職責違反）であり、「お前の訴え（人権）など認めない」との、人格的生存（生命、自由、名誉）への無言の害意です。

2 控訴理由を無視したこと（司法拒絶＝手続的違法）

当り前に、裁判の手続目的を満たしておらず、訴訟手続上の重大な違反です。

3 理由不備であること (民訴法 312 条 2 項六号)

前項から必然

第5 上告理由及び上告受理申立理由の詳細

第3 当裁判所の判断については、全てが一審判決通りのことですが、その理由不備が控訴理由であるのに、控訴理由を無視(合理的根拠無)しております。

筆跡鑑定すら行わずに犯行を否定したことに合理性は無く、甚だしい経験則違反です。

7つの蓋然性(再掲) 詳細は既述の通りです

なお、8と9も後発的に、一連の犯行を確信させる、極めて有力な蓋然性です。

1 配達に関する私の記憶が一切無い不審

2 私の筆跡ではない不審

3 インクの色が供述と違った不審

4 ゆうパックが在った位置の不審

5 不在時連絡票が残っていた不審

6 配達証に私の指紋が無い不審(検査待ち)

7 インクの成分が相違する不審(検査待ち)

8 群馬県警沼田警察署が当り前の検査を怠った不審

警察組織が、犯罪被害の訴えを、合理的根拠無く無視することは、当り前の法令違反です。

警察法2条(個人の生命、身体、財産の保護、犯罪の予防)や、犯罪検査規範4条(合理検査、根拠に基かない憶測を排除など)、警察法1条(個人の権利と自由を保護)など。

当り前の検査なら確定したことは、①受取サインが私の筆跡ではないこと、②インクの成分がコタツの上の三色ボールペンと違うこと、③私の指紋が本件配達証に無いこと、です。

9 被告の不審行動の数々

いずれも凄まじく信義則違反

(1) 本件配達証原本の廃棄 露骨な証拠隠滅 沼田署の隠蔽が援護

住居侵入罪や私文書偽造罪を訴えられながら、廃棄できるわけがありません。

(2) 当該配達証のカラーコピーを無断で閲覧させたこと(欺罔) 露骨な証拠隠滅

(3) サイトウの氏名を教えなかつたこと 露骨な犯人隠避

公開している情報を、利用者である被害者に教えない道理は有りません。

★★★自分の筆跡の経験則等を無視した欺瞞(一審判決書8頁)

既述の通り、筆跡の相違だけでなく、7つの蓋然性による総合的恣意性を訴えていました。

被告は凄まじく信義則違反です

筆跡鑑定すら行わずに犯行を否定したことに合理性は無く、甚だしい経験則違反です。

少なくとも、名札を付けているのに、サイトウの氏名を教えない道理は有りません。

以上のように、被告職員らは、合理的根拠無く信じないことによって、私の内部牽制の要請

や、利用者としての被害者性を無視し、手続を妨害し、サイトウやオオフジを隠避したので、被告の使用者責任として、予見可能性に基く結果回避義務違反(職責違反)であり、著しく信義則(民法第1条2)違反であり、公序良俗違反(民法90条)であり、正当行為どころではなく、人格権(自決権ないし適正な手続を受ける権利、憲法13条又は31条)の侵害です。同時に、「お前(の訴え)など認めない」との、人格的生存(生命、自由、名誉)への無言の害意であり、脅迫罪(刑法222条)です。

原判決は法令違反であり憲法違反です

被告の、信義則(民法第1条2)違反、公序良俗違反(民法90条)、人格権(自決権ないし適正な手続を受ける権利、憲法13条又は31条)の侵害、不法行為責任(民法709, 710条)、脅迫罪(刑法222条)、

一審の、裁判を受ける権利(憲法32条)や適正な手続を受ける権利(憲法13条又は31条)の侵害、信義則違反、公序良俗違反、憲法遵守義務(憲法99条)違反、犯人隠避罪(刑法103条)と公務員職権濫用罪(刑法193条)と脅迫罪、等を看過しております。

群馬県警と前橋地検と一審と二審に共通の違法性

当り前の訴えを合理的根拠無く無視することは、当り前に、職責(法令)違反です。

既述のような甚だしい誤判断が偶然に重なることは有り得ないので明らかに故意であり、信義に従った誠実な義務の履行(判断)とは言えないので、著しく信義則(民法第1条2)違反であり、また、公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為(判断)と言えるので、公序良俗違反(民法90条)であり、生命に対する権利(憲法13条)や適正な手続を受ける権利(憲法13条又は31条)や、(裁判を受ける権利(憲法32条))、の侵害であり、公務員の犯罪告発義務(刑訴法239条2)違反であり、(「職務を怠り」(裁判所法49条))であり、(非行(国家公務員法82条))であり、信用失墜行為(国家公務員法99条、地方公務員法33条)であり、犯人隠避罪と公務員職権濫用罪と脅迫罪です。

第6 附属書類

副本7通

以上